

持続化給付金等支払請求控訴

意見書

2023 年（令和 5 年）2 月 2 日

辻 大介

辻 大介

## 骨子

原判決は「大多数の国民が共有する性的道義観念に反する」ことを根拠として、性風俗関連特殊営業を行う事業者を、持続化給付金と家賃支援給付金の対象から除外することを妥当とした。しかしながら、①国民全体における性道徳意識（観念）のありようは、時代的な変化が大きいことが知られており、個々人がその全体のありようを容易に推測しうるものではない。そのため、調査結果等の客観的・実証的根拠が求められて然るべきだが、原判決はこれを提示していない。

これに対して、控訴人訴訟代理人が今回実施した2つの調査の結果を、専門的見地から検討するならば、②原判決の想定するような「性的道義観念」を「大多数の国民が共有」しているとは言いがたい。また、③性風俗事業者に持続化給付金を給付することに対して、はたして「大多数の国民」の理解が得られないかも多分に疑わしい。さらには、④給付対象となっている他職種の事業者との公平性を考慮した場合、性風俗事業者のみを給付対象から除外することの方が、むしろ国民の意識・感覚に反する可能性が大きい。

以下、①から④の順にそれぞれ詳述する。

### 1. 「性的道義観念」は時代によって大きく変化する

原判決において、現在もなお「大多数の国民が共有する性的道義観念」として言及されているのは、昭和59年（1984年）および平成10年（1998年）の警察庁の一担当者による国会答弁である。しかし後者の時点からしても、日本社会における性（道徳）意識はさまざまな面で大きく変化している。

一例を挙げる。社会科学分野で国際的に権威ある世界価値観調査では、同性愛についての意見を、「全く間違っている（認められない）」を1、「全く正しい（認められる）」を10として、1～10の数値で回答させている。図1は、2000年・2010年・2019年に日本で実施された調査のデータをもとに、その回答分布をグラフにしたものである<sup>[註1]</sup>。

1～5の回答が同性愛を多少なりと「間違っている（認められない）」とする意見にあたる。2000年にはこの否定的意見が小計58%を占めていたが、わずか10年後の2010年には49%と半数を割り、2019年に至ると36%まで減少する。他方、6～10の「正しい（認められる）」とする肯定的意見は、同じ期間に小計30%から過半数の55%へ増加している。つまり、この間に、日本国民の同性愛観は否定派多数から肯定派多数へと転じたのである。これは、性道徳に関わる数十年前の通念を不用意に現在にあてはめることの危うさを端的に例示している。

原判決も、過去の国会答弁を引いて言及したような「性的道義観念は時代によって変遷し得るものである上、個々人によって差異があることも当然である」と認めてはいるが、「その後、そのような考え方が大きく変容したというような事情も認め難い」と、特段の根拠を

示さずに断定している。

この点に関連して注記しておきたいのは、高年世代ほどかつての時代の観念を今なお有し続ける傾向があることである。先の世界価値観調査の2019年データを世代別に分析すると、同性愛について10＝「全く正しい（認められる）」と回答した者は、29歳以下の若年世代では56%に上るのに対し、30～49歳の中年世代では39%、50歳以上の高年世代では12%にすぎない<sup>[注2]</sup>。

このことは、高年世代になるほど、自身のもつ過去の性道徳観を現在の一般的社会通念とみなしてしまいやすいことを示唆している。このような社会通念の誤認可能性は、とりわけ司法的判断をくだす際には、極力排されるべきだろう。調査データ等の客観的・実証的な根拠に基づいて議論が尽くされるべき理由と意義は、この点にある。

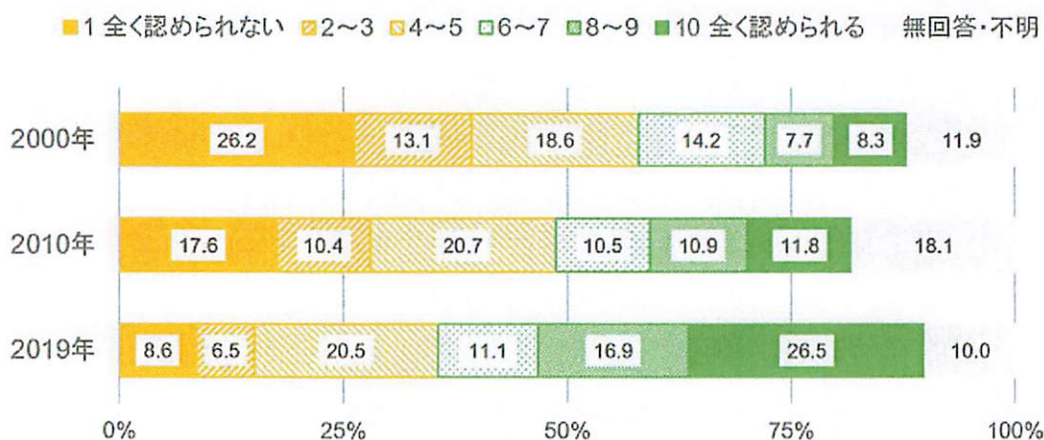


図1 同性愛について（世界価値観調査の日本データを集計）

以下では、控訴人訴訟代理人によって今回実施された2つの調査——それぞれ便宜的に「調査A」「調査B」と呼称する——の集計・分析結果をもとに、社会科学の専門的見地から意見を述べる。各調査の概要および補足説明については、本意見書の末尾の付記を参照いただきたい。

## 2. 原判決の言う「性的道義観念」を「大多数の国民」が共有しているとは言いがたい

原判決において「大多数の国民」が共有しているとされた「性的道義観念」とは、「性行為や性交類似行為は極めて親密かつ特殊な関係性の中において非公然と行われるべき」というものであった。今回実施された調査Aでは、この一文を具体的に示したうえで、次のようにたずねている。

[調査 A-Q11]

日本には「国民の性的道義観念」があるという考え方について、あなたは、次のような性的道義観念に共感できますか。

性的道義観念  
 性行為や性交類似行為は極めて親密かつ特殊な関係性の中において非公然  
 と行われるべきである

これに対する回答結果が、図2の上側のグラフである。

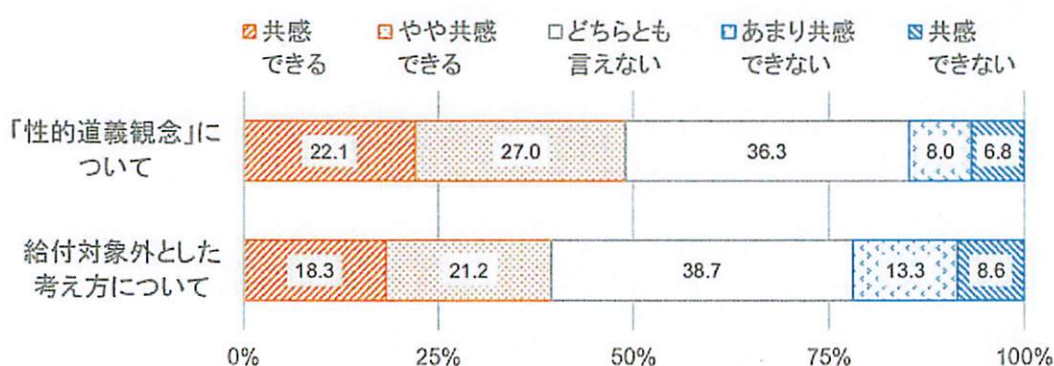


図2 「性的道義観念」および給付対象外とした考え方について (回答者総数 n=2000)

こうした性的道義観念に「共感できる」「やや共感できる」と回答した者は小計 49.1%と、半数弱にとどまる。この比率はおよそ「大多数」とは言いがたいだろう。調査 B では、国民全体を 100%とした際に「大多数」が何%を指すかについて設問しているが、その回答の平均値は 78% (中央値 80%) であり、少なくともそこからは相当かけ離れている。

図2の下側のグラフは、上記の設問に続いて、国民の性的道義観念に反することを理由に持続化給付金を支給しないことについて、次のようにたずねた設問への回答結果である。

[調査 A-Q12]

改めてお聞きします。「特定の性風俗事業は、大多数の国民の性的道義観念に反しており、本質的に不健全である。よって、特定の性風俗事業者に持続化給付金を支給することには大多数の国民の理解が得られないのだから、その事業者にだけは支給すべきではない」という考え方に共感に共感できますか。

ここでも、「共感できる」「やや共感できる」という回答は 39.5%にとどまる。加えて重要なのは、「性的道義観念」自体についてたずねた場合よりも、共感できないとする向きに回答が傾いていることである。この回答分布の差は統計学的にも有意である。なお、統計学的に「有意」な差とは、標本 (回答者) が無作為抽出された調査の場合に、その差を誤差の範

圏内とみなしうる確率が5%未満であることを言う<sup>[注3]</sup>。

このような差が見られるということは、「性的道義観念」には共感しても、それを理由として給付対象から除外するのは適当でないと考えてる者が一定数いることを意味している。その点について、より直接的な形でたずねたものが、次の設問である。

[調査 A-Q13]

「国民の性的道義観念と特定の性風俗事業に持続化給付金を支給することとは別の問題であり、国民の性的道義観念を持ち出したり特定の性風俗事業が本質的に不健全であるという評価を理由に、持続化給付金を支給すべきではないと考えることには飛躍がある、あるいは筋が違う」という考え方に共感できますか。

これに「共感できる」と回答した者は13.8%、「やや共感できる」は24.2%で、合計38.9%にのぼる。つまり、約4割の回答者が、「性的道義観念」を理由とした給付対象除外には「飛躍がある、あるいは筋が違う」とみなしているのである。このことからすれば、給付対象除外を適当とした原判決の立論構成自体も、少なからぬ国民の感覚・理解と齟齬をきたしかねないと考えられよう。

### 3. 性風俗関連事業者への給付に「大多数の国民」の理解が得られないとは言いがたい

つづいて、性風俗関連事業者に持続化給付金を給付することにした場合、はたして国民の理解が得られないと考えられるかについて検討する。調査 A ではこの点について、まず次のようにたずねている。

[調査 A-Q9]

あなたは、もし行政が、特定の性風俗事業者にも持続化給付金を給付することにした場合、どのように受けとめますか。

その回答結果が、図3の上側のグラフである。「受け入れられない・反対する」と回答した者は29.2%にとどまる。なお、仮にこの調査の標本を無作為抽出されたものとみなして、統計学的に推計すると、推計誤差の範囲(信頼区間95%とした場合)を含めて、母集団(日本国民全体)における「反対」の比率は27.2%~31.2%がひとつの目安となる。これは、「受け入れる・賛成する」と回答した22.4%(日本国民全体での推計比率は20.6%~24.3%)よりは多いものの、明確な反対意見が“大多数”を占めるとは、およそ言いがたいだろう。

さらに、次のように給付の要件を示したうえで、改めて賛否をたずねると、図3の下側のグラフのような回答分布になる。

[調査 A-Q15]

あなたは、もし行政が、以下の要件を満たす特定の性風俗事業者に持続化給付金を給

付することにした場合、どのように受けとめますか。

- 確定申告をして納税していること
- 反社会勢力とは一切関係していないこと

このような給付の要件を示すことによって、「受け入れられる・賛成する」という回答は35.5%（日本国民全体での推計比率は33.4%～37.6%）に増え、「受け入れられない・反対する」という20.5%（同18.7%～22.3%）を上まわる。つまり、意見の比重が給付反対多数から賛成多数へと傾くのである。

むしろこの場合も、最も多い回答は「どちらでも良い・どちらとも言えない」（44.0%）であり、給付賛成の意見が“大多数”とは言いがたい。しかしながら少なくとも、相対的には賛成が多数派である。このことからすれば、「大多数の国民の理解」が得られるかが疑わしいのは、むしろ、性風俗事業者を給付対象から除外することであろう。

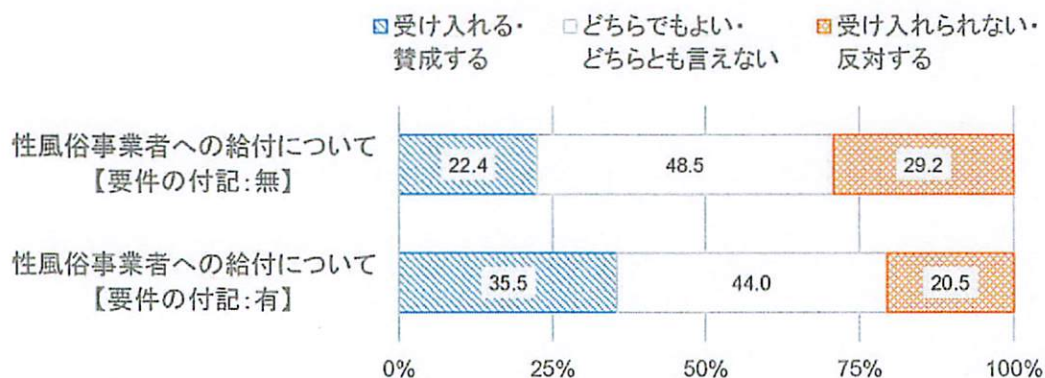


図3 性風俗事業者への持続化給付金の給付について（回答者総数 n=2000）

また、ここで回答者に示された「確定申告をして納税していること、反社会勢力とは一切関係していないこと」という要件は、持続化給付金の給付にあたって、業種を問わず求められるものである。この当然の要件をあえて示すことによって給付反対が減るとい調査結果は、性風俗事業者に対して脱税や反社会性等のスティグマが付与されがちであること（そのような職業的偏見に基づく反対意見が要件を示されることによって弱まること）を意味している。

性風俗事業者を給付対象から除外することは、そうした職業的偏見やスティグマを是認・助長することにもつながりかねない。この点について、調査 B では、次のような設問でたずねている。

〔調査 B-Q2〕

現在、性風俗関連特殊営業の事業者には（デリバリーヘルス、ラブホテル、ストリップ劇場など）には、国が支給する持続化給付金は給付されていません。あなたは、このような事業者を給付対象から排除するという扱いを国が行うことが、このような

事業者に対する偏見や差別を助長することにつながると思いますか。反社会的勢力とも関わりの無く、これまでに正しく確定申告を行い納税してきた事業者で、売上げが下がり厳しい状況での申請を想定してお答えください。

それに対して、「偏見や差別を助長することになると思う」と回答した者は17.0%、「やや偏見や差別を助長することになると思う」32.2%であり、ほぼ半数が懸念を示している。「大多数の国民の理解」を顧慮するのであれば、こうした懸念にも十分応えることのできる司法判断が求められよう。

#### 4. 性風俗関連事業者のみを給付対象から除外することは、国民の公正観に反する可能性が大きい

調査Bでは、9種の事業者について、持続化給付金の給付が適切だと思うかを、次のようにたずねている。

##### [調査B-Q2]

コロナ禍で売上げが下がり厳しい状況にある事業者に対して、国が支給する持続化給付金について伺います。あなたは以下の事業者に、国が持続化給付金を給付することを適切だと思いますか。反社会的勢力とも関わりの無く、これまでに正しく確定申告を行い納税してきた事業者で、売上げが下がり厳しい状況での申請を想定してお答えください。

- 性風俗関連特殊営業の事業者（デリバリーヘルス、ラブホテル、ストリップ劇場など）
- マージャン店・パチンコ店
- AV（アダルトビデオ）制作事業者
- 弁護士業
- 接待サービスを行わない飲食店（居酒屋、バーなど）
- 不動産業
- 接待サービスを行なう飲食店（キャバクラ、ホストクラブなど）
- 人材派遣業
- ゲームセンター・ボーリング場

これら9種の事業者についての回答結果を示したものが、図4である。

そのうちの性風俗事業者に対する回答を見ると、給付に肯定的な「適切だと思う」「やや適切だと思う」という回答は合わせて約30%となっている。残る約70%が給付に否定的な「適切だと思わない」「あまり適切だと思わない」という回答である。ただし、接待サービスを行わない飲食店の場合も、給付を「適切だと思わない」「あまり適切だと思わない」と

いう回答は小計 30%を超えており、業種を問わない給付反対も相当数含まれるものと思われる。

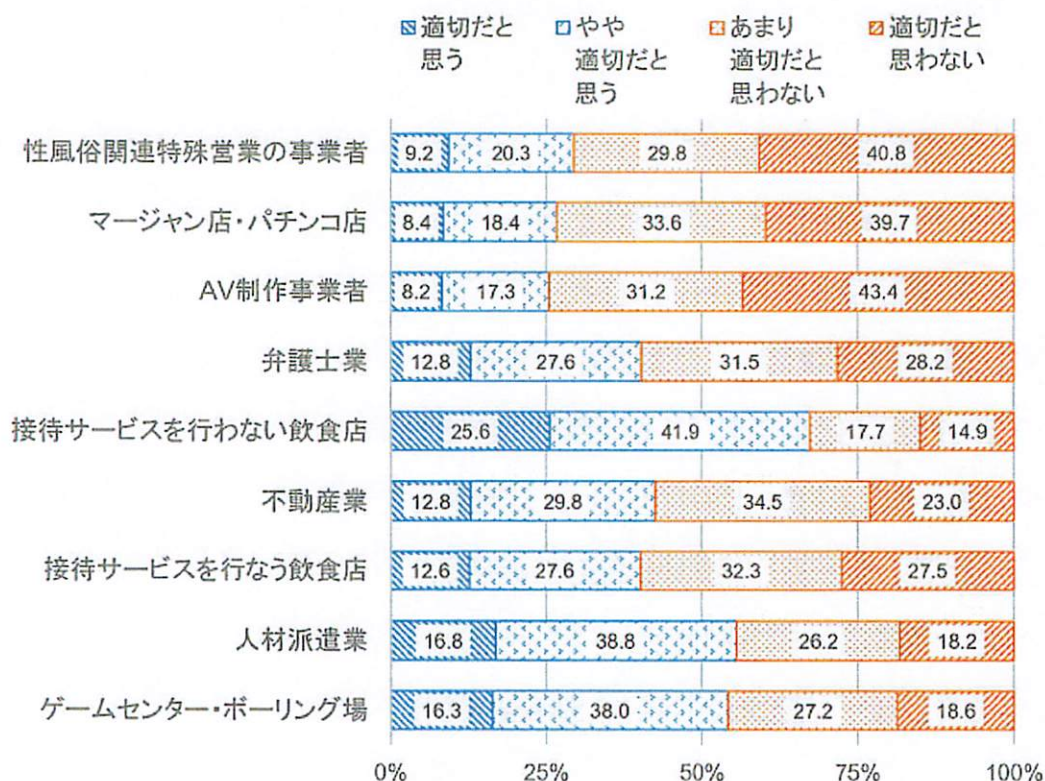


図4 各事業者に対する持続化給付金の給付について (回答者総数 n=2000)

さて、先の図3で見た回答分布とは異なり、ここでは給付に否定的な意見が多数派であるわけだが、これは設問の形式が大きく異なっていることによるものと考えられる。この設問では、性風俗事業者だけではなく、多くの他職種の事業者が同時に挙げられ、回答を求められる。このような設問形式では、性風俗事業者への給付が、端的に適切かどうかではなく、他の事業者と比べて相対的に適切かが判断されることになりやすい。そのため、職業的偏見が向けられがちな職種の事業者への給付には、否定的に回答しがちになるだろう。また、この設問には「どちらとも言えない」等の中間回答の選択肢がないため、適切かどうかの判断に悩む者の回答は、こうしたバイアスによって否定的な方向へ大きく傾くものと思われる。

図4に示される調査結果において、むしろ注目すべきは、そのような他職種との相対的比較を経たうえで、「性風俗関連特殊営業の事業者」への給付が適切かどうか、「マージャン店・パチンコ店」の場合とほとんど回答の差がないことである。これは統計学的にも有意な差でない<sup>[注4]</sup>。つまり、母集団である日本国民全体においても、これらの事業者に対する持続化給付金の給付は、同程度に適切（あるいは同程度に不適切）とみなされる可能性が高いのである。

それにも関わらず、一方の事業者のみが給付対象から除外される。これは国民の公正観に



も反するのではないか。そのことは、先の図4の設問に続いて、次のようにたずねたときの回答結果からもうかがえる。

[調査B-Q3]

現在、性風俗関連特殊営業の事業者（デリバリーヘルス、ラブホテル、ストリップ劇場など）には、国が支給する持続化給付金は給付されていません。あなたは、このような事業者には給付されないことについて差別的な処遇であり、公平さを欠いていると思いますか。反社会的勢力とも関わりの無く、これまでに正しく確定申告を行い納税してきた事業者で、売上げが下がり厳しい状況での申請を想定してお答えください。

それに対して、「そう思う」と回答した者は14.2%、「ややそう思う」は31.4%であり、約46%が多かれ少なかれ差別的で不公平な処遇ととらえている。これらのことからすれば、性風俗事業者のみを給付対象から除外することの方がむしろ、処遇の公正性の上でも「大多数の国民の理解」を得られないのではないかとと思われる。

## 結語

以上のとおり、控訴人訴訟代理人によって今回実施された調査の結果によれば、原判決の想定するような「性的道義観念」を「大多数の国民」が共有しているとは言いがたく、また、性風俗事業者への持続化給付金の給付に「大多数の国民」の理解が得られないとすることも妥当性を欠く。むしろ給付対象からの除外は不公正だと、少なからぬ国民にとらえられる可能性があるだろう。

近年の日本社会では、人々の社会意識全般に概して多様化が進み、「大多数」の意見や通念といった一枚岩のとらえ方が困難になっている。今回の調査においても、性道徳意識や性風俗事業者への給付についてたずねた場合に最も多い回答は「どちらとも言えない」であり（図2・図3）、多くの者にとって一意に判断のつけられない問題であることが見てとれる。

このような時代と社会の趨勢を鑑みるならば、司法判断を下すに際して、「大多数の国民」の通念や理解を一意に想定し、それに依拠することには最大限慎重であるべきだろう。とりわけ、この性風俗事業者の給付対象除外という問題は、性・職業に対する偏見や差別を温存し助長しかねない面を有している。一研究者として、また一国民として、客観的・実証的な根拠に基づいた司法判断が下されることを切に望むものである。

## 注

[注1] 世界価値観調査 (World Value Survey) のデータと基本的な集計結果は、次の URL で公開されている。 <https://www.worldvaluessurvey.org/WVSContents.jsp>

[注2] 世界価値観調査の報告書 “World Value Survey Wave 7 (2017-2020) Japan v3.0” p.63 を参照。なお、同性愛に対する回答の世代別平均値は、29 歳以下の若年層で 8.54 ポイント、30～49 歳の中年層で 7.84 ポイント、50 歳以上の高年層で 5.72 ポイントである。ポイント値が高いほど「正しい (認められる)」、低いほど「間違っている (認められない)」とみなしていることを意味する。

[注3] 無作為抽出でない調査の場合も、差や相関があるかないかを述べる際には、学界の慣例として、便宜的にそれを無作為抽出標本のデータとみなして有意確率を計算することが多い。図 2 にみられる「性的道義観念」に対する共感度と「給付対象外とした考え方」に対する共感度の差の場合は、Wilcoxon の符号順位検定により、0.1%水準で高度に有意である ( $p=0.000$ ,  $z=10.647$ )。

[注4] Wilcoxon の符号順位検定により、 $p=0.600$  ( $z=-0.525$ ) で非有意。

## 付記. 調査の概要と補足説明

本意見書で取り上げた2件の調査の概要は、次のとおりである。

### 《 調査 A 》

- 実施事業者： ██████████
- 調査方法： 上記事業者の登録モニターから全国に居住する15～89歳の男女を対象として、ウェブアンケートシステムにより回答を求める方式。直近の国勢調査の結果における性別・年齢別・配偶関係別の人口構成比に準拠して割付回収。
- 調査実施時期： 2022年9月25日～9月27日
- 有効標本数： 2000名

### 《 調査 B 》

- 実施事業者： ██████████
- 調査方法： 上記事業者の登録モニターから全国に居住する18～69歳の男女を対象として、ウェブアンケートシステムにより回答を求める方式。直近の国勢調査の結果における性別・年齢別・配偶関係別の人口構成比に準拠して割付回収。
- 調査実施時期： 2022年9月21日～9月22日
- 有効標本数： 2000名

社会調査法および統計学の観点から、若干の補足説明を加えておく。

これらの調査のように、一定数の標本（回答者）から得られたデータから、母集団（日本国民全体）における意見等の分布を推し測る場合、多かれ少なかれ誤差がありうる。例えば、ある意見をもつ標本（回答者）の比率が $x\%$ 、その誤差が $\pm y\%$ であったとすると、母集団においてその意見をもつ者の比率は $x\pm y\%$ と推測されるわけだが、標本が母集団から無作為に抽出された調査の場合は、誤差 $y$ は全標本数 $n$ と標本から得られた値 $x$ から統計数理的に計算することができる。

今回の調査 A・調査 B の標本はいずれも、各事業者の登録モニターからは無作為抽出されているが、登録モニターは日本国民全体から無作為に選ばれたものではないため、厳密には無作為抽出標本とは言えず、上記のような母集団に関する推測を精確に行うことは難しい。ただし、いずれの調査の標本も、直近の国勢調査の結果を参照して、その人口構成比と性・年齢・配偶関係の面で等しくなるように割付抽出されており、標本ができる限り精確な母集団（日本国民全体）の「縮図」となるように、調査設計上、相応の配慮が払われていることは付言しておきたい。

また、本意見書執筆者の調査経験からすれば、今回のような政策的問題については、無作為抽出調査と非無作為抽出調査で回答に大きな違いは出ないのではないかと思われる。執筆者は2019年に無作為抽出標本の全国調査と非無作為抽出標本のウェブ調査を並行的に実

施し、12項目の政策的問題について「賛成」「やや賛成」「どちらともいえない」「やや反対」「反対」「わからない」の6選択肢から1つを選ばせる共通質問を設けたが、両調査間で各回答選択肢の選択率に10%を超える差があったのは、12項目中1つもなかった。下表は、その12項目の中から性意識・性道徳意識とも関わる2項目を抜粋し、両調査での回答分布を比較したものだが、よく似通った比率値が得られていることが見て取れるだろう。

		賛成	やや賛成	どちらとも いえない	やや反対	反対	わからない ・無回答
夫婦別姓を認めるように	ウェブ調査	17.1%	21.8%	34.8%	6.7%	8.4%	11.2%
民法を改正する	無作為抽出調査	16.5%	21.0%	36.2%	8.5%	7.9%	9.9%
同性婚を可能とするように	ウェブ調査	16.4%	23.2%	33.8%	6.7%	8.2%	11.6%
法的整備をする	無作為抽出調査	18.9%	27.7%	30.5%	5.0%	7.4%	10.5%

また、標本抽出法が回答に及ぼす影響を検討した先行研究によれば、2変数（質問の回答分布）の間に相関や差があるかについては、非無作為抽出の標本調査でも無作為抽出標本の場合と同様の結果・傾向が認められることが多い（轟亮・歸山亜紀, 2014, 「予備調査としてのインターネット調査の可能性——変数間の関連に注目して」『社会と調査』12号, pp.46-67）。したがって今回の調査A・調査Bにおいても、前掲の図2～図4に示されるような2変数（質問への回答）の間に差があるか否かについては、母集団（国民全体）に妥当する蓋然性は相当程度高いものと考えられる。

《 本意見書 執筆人 》

氏名： 辻 大介 (つじ だいすけ)

現職： 大阪大学大学院人間科学研究科 准教授

専攻： 社会学、計量調査研究

略歴： 1965 (昭和 40) 年大阪府生まれ。1988 (昭和 63) 年京都大学文学部卒業、1995 (平成 7) 年東京大学大学院社会学研究科修士課程修了。東京大学社会情報研究所助手、関西大学社会学部専任講師、同助教授を経て、2007 (平成 19) 年より現職。

主な著作：『ネット社会と民主主義——「分断」問題を調査データから検証する』(有斐閣、2021 年、編著)、『日本人の情報行動 2020』(東京大学出版会、2021 年、共著)、「統計的因果推論とメディア研究」(『マス・コミュニケーション研究』95 号所収論文、2019 年) など。